

## R5.3.13 以降の公共施設における 新型コロナウイルス感染拡大防止の取り組みについて

河北町新型コロナウイルス感染症対策本部

### マスク着用について

適正な距離を保つか、パーティション設置等、基本的な感染防止対策を講じたうえで、役場及びその他公共施設での町職員のマスク着用については次のとおりとする。

- ① 窓口や打合せスペース等にて、お客様と対面する場合 マスク着用を推奨  
理由 お客様や職員の感染リスク低減を図るため
- ② ①以外の場合 マスク着用は任意

指定管理者に対して、町の方針に準じるよう理解と協力を求める。

①の「推奨」から「任意」に切り替える時期は別途、町本部会議で協議する。

### 感染対策防止策について

換気の励行、ゼロ密（密閉、密集、密接の全てを避ける）、こまめな手洗い、消毒等を継続する。

#### 施設の人数制限について

##### 収容定員がある場合

人数上限は収容定員までとする。

##### 収容定員がない場合

人と人とが触れ合わない程度の間隔を確保する。人数制限は設けないが、利用者からの問い合わせを想定し、目安を設けておくことが望ましい。

#### 施設での飲食について

飲酒を含めて制限無しとする（以前から飲食禁止の場所を除く）。

#### その他、施設での感染拡大防止策について

- |                 |    |   |
|-----------------|----|---|
| ①非接触型体温計等での検温   | 継続 | マスクを着用しないと検温できないタイプのものは次のいずれかの措置をとる。①設定を切り替える②着用しなくても良いことを貼り紙等で知らせる③代替品で対応する。 |
| ②利用時の換気         | 継続 |   |
| ③手洗いや手指消毒       | 継続 |   |
| ④パーティション（仕切り）設置 | 継続 |   |
| ⑤利用者名簿への氏名等記入   | 廃止 | 利用上のルールとして、コロナ禍の前から記入が必要だった施設を除く。   |